

平成 11 年 6 月 24 日
改定 2021 年 9 月 27 日
HL7 JP 規程 3 号

標準規約制定に関わる投票及び意見集約等規則

(目的)

第 1 条 この規則は定款第 10 条第 3 項に基づき標準規約制定に関わる投票および意見集約について定める。

(投票の資格)

第 2 条 会則において特別に除外されているものを除き、会費を納入し技術委員会のメンバーとなっている個人または法人会員の代表者は、投票を行う権利を有するものとする。複数の代表者のスポンサーである法人会員の代表者によって投じられたものか否かにかかわらず、投じられた各票は、すべて 1 票と数えるものとする。

(投票の対象)

第 3 条 HL7 本部から要請される標準規約の改訂もしくは新規制定に関わる全会員による投票に対する日本 HL7 協会の意見集約、および日本 HL7 協会技術委員会より HL7 本部への提案事項に関する意見集約を対象とする

(HL7 本部からの投票要請に対する日本 HL7 協会の意見集約)

第 4 条 票決はすべて技術委員会の郵便、Fax もしくは e-mail で実施される。

(1) 権限

技術委員会委員長又はその被指名人は技術委員会による投票を開始および指揮する権限を有する。

(2) 返送期日

投票の通知には、発信した日から 15 日以上後の返送期日を明記する。

(3) 票決要件

有効投票メンバーの 60%以上が返送し、さらに返送したメンバーの少なくとも 3 分の 2 以上の賛成投票が必要である。

(4) 意見付き投票

① 賛成票

賛成票に付記されている意見をすべて考慮する。

② 反対票

反対票は意見の付記を必須とする。意見が付記されていない反対票は棄権票とし

て記録する。

③意見の形式

反対票につける意見は、郵便投票とは別の用紙に記入し提出し意見に対応する特定の議案を明確に参照できるようにする。

(5) 反対票及び賛成票の意見の扱い

反対票が出た場合、投票結果の賛成票の多寡にかかわらず、再度反対票の意見を付記した上で投票を実施する。賛成票の意見に関しても同様の投票を行う。

(6) 集約

反対票及びその意見の投票に対し 60%以上の回収と、回答者の 3 分の 2 以上の支持が得られた場合は、当初の投票結果の賛成票の多寡にかかわらず当該項目に関し日本 HL7 協会の集約された意見として『反対』とし『意見』を付記し HL7 本部に回答する。反対票がなく投票結果が賛成の条件を満たしている場合は、当該項目に関し日本 HL7 協会の集約された意見として『賛成』とし HL7 本部に回答する。賛成票の『意見』に関しての投票結果が支持された場合はその『意見』を付記するものとする。

(日本 HL7 協会技術委員会より HL7 本部への提案事項に関する意見集約)

第 5 条 票決はすべて技術委員会の郵便、Fax もしくは e-mail で実施される。

(1) 権限

技術委員会委員長又はその被指名人は技術委員会による投票を開始および指揮する権限を有する。

(2) 返送期日

投票の通知には、発信した日から 15 日以上後の返送期日を明記する。

(3) 票決要件

有効投票メンバーの 60%以上が返送し、さらに返送したメンバーの少なくとも 3 分の 2 以上の賛成投票が必要である。

(4) 意見付き投票

①賛成票

賛成票に付記されている意見をすべて考慮する。

②反対票

反対票は意見の付記を必須とする。意見が付記されていない反対票は棄権票として記録する。

③意見の形式

反対票につける意見は、郵便投票とは別の用紙に記入し提出し意見に対応する特定の議案を明確に参照できるようにする。

(5) 意見の検討に関する通知

反対投票者に対し、また、できればすべての技術委員会メンバーに対し、反対票につ

いての検討をおこなう日時と場所もしくは別の方法を通知する。

(6) 反対投票の扱い

①撤回

反対投票者は随時反対票を撤回できる。

②技術委員会の対応

反対投票は（１）技術委員会の会議において、または（２）技術委員会の郵便投票において適切に対応する。技術委員会の会議において対応がなされる場合には技術委員会としての対応に先立って、技術委員会に出席するメンバーが反対投票に付記された意見記述を参照できるようにすることが望まれる。郵便投票で審議を進める場合はそれぞれの反対票に付記されていた意見が関連がない又は説得力がないものであると勧告する理由を付記した上で行う。

③反対票の処置に関する提案

A 概要

反対票の処置に対するすべての提案には理由を明示する。

B 無関係

投票項目とは関係のない反対票を見つけるための提案または郵便投票では投票メンバーによって投じられた全投票数の3分の2の賛成票を必要とする。関係のないことがわかった反対票は、棄権票として記録する。技術委員会は無関係の反対票を新たなビジネスのための要素として扱う。

C 説得力不足

会議において又は郵便投票において説得力のない反対票を見つけるための提案または郵便投票では投票メンバーによって投じられた全投票数の3分の2の賛成票を必要とする。この審議の結果賛成が得られなかった場合には、反対票の主題である項目を提案から外す。

D 投票項目の撤回

行動をとった技術委員会が説得力のない提案または無関係の提案を提示せず、反対票が説得力を有すると全会一致で合意された場合はその項目を提案から外す。

E 反対票に対する対応の文書化

投票記録および技術委員会が付加する理由を含むすべての反対票に対する対応は技術委員会議事録に記録する。反対投票者にはこの対応を通知する。

以上